

平成18年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成18年3月3日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第3号 穂積小学校大規模改修工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第4号 西濃環境整備組合理約の変更について
- 日程第7 議案第5号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第8 議案第6号 もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更について
- 日程第9 議案第7号 本巣消防事務組合理約の変更について
- 日程第10 議案第8号 瑞穂市第1次総合計画の基本構想を定めることについて
- 日程第11 議案第9号 瑞穂市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 瑞穂市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 議案第18号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第19号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第20号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第21号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第22号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第23号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第24号 平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第25号 平成18年度瑞穂市一般会計予算

- 日程第28 議案第26号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
 日程第29 議案第27号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
 日程第30 議案第28号 平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
 日程第31 議案第29号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
 日程第32 議案第30号 平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第33 議案第31号 平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予
 算
 日程第34 議案第32号 平成18年度瑞穂市水道事業会計予算
 日程第35 議案第33号 市道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦

教 育 次 長 福 野 正

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 豊 田 正 利 書 記 広 瀬 照 泰
書 記 古 田 啓 之

開会及び開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより、平成18年第 1 回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（土屋勝義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号 6 番 松野藤四郎君と 7 番 浅野楔雄君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（土屋勝義君） 日程第 2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月24日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月24日までの22日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

6 件報告します。

まず 1 件目は、地方自治法第 235条の 2 第 1 項の規定により例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は平成18年 1 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りのないことを報告いただいております。

関連して 2 件目ですが、地方自治法第 199条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を、同条第 9 項の規定により監査委員から受けております。監査は 2 月23日、市道 1 - 3 - 86号線、（本田中原・整理線）道路改良工事の工事検査を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

3 件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。

2月14日に同組合の平成18年第1回定例会が開催されました。提出されたのは、監査委員の選任同意議案、条例の一部改正議案、平成17年度補正予算、平成18年度の分賦金額及び分賦方法を定める議案、平成18年度当初予算の5件でした。

監査委員の選任については、これまで墨俣町長が監査委員に選任されていましたが、3月27日で大垣市に編入合併することにより墨俣町長は失職するため、後任に安八町の小川徳喜町長を監査委員に選任することについて議会の同意を求めるものです。この議案は同意されましたので、現在同組合の監査委員は、瑞穂市長と安八町長の2名が選任されております。

条例の一部改正議案は、事業系のごみ処理手数料を100キロ当たり600円から900円に変更するものです。

平成18年度の分賦金額及び分賦方法を定める議案は、搬入量割の実績を平成15年度ベースから平成16年度ベースに改め、墨俣町の搬出分を大垣市に含める内容でした。

平成18年度予算については、総額が17億3,117万8,000円となりました。主なものは、ごみ処理施設解体撤去工事が完了したことにより約5億円の減額、解体撤去工事の跡地に溶解スラグ・ストックヤードを整備するのに約1億円の増額、溶融炉を建設するため、平成14年度に借り入れた一般廃棄物処理事業債の償還が始まるので、公債費を約5,000万円増額するなどの内容で、平成17年度当初予算と比較すると2億7,220万5,000円、率にして13.6%の減となります。一方、当市の平成18年度負担金は2億8,817万2,000円で、平成17年度に比べて約171万円、0.6%ほど減っております。合併により西濃環境整備組合の加入市町村数は10市町となりましたが、瑞穂市の負担金は全体の20%を占めております。これら5議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

4件目は、本巢消防事務組合議会の結果報告です。

2月21日に同組合の平成18年第1回定例会が開催されました。当日、私は所用があったため出席できませんでしたが、同組合より会議結果を聞いておりますので、報告いたします。

管理者より提出された議案は5件で、条例を制定・改正するもの3件、平成18年度予算に関するもの2件で、結果はいずれも原案のとおり可決されました。当市の平成18年度分担金は1億4,122万3,000円で、平成17年度に比べて約380万円、2.6%ほど減っております。しかし、平成18年度は分担金のほかに9,157万9,000円の負担金があります。これは、平成19年度末に同組合から脱退する予定の関係で、南消防署がカバーしていた本巢市エリアに新分署を建設する必要があるため、建設用地購入費、土地造成工事費、鑑定委託料、登記手数料、設計委託料などの費用を瑞穂市が負担するものであります。

5件目は、市議会議長会関係の報告です。

まず、2月3日に第255回岐阜県市議会議長会が羽島市で開催され、私と副議長、議会事務局長の3人が出席しました。会議では、平成17年7月8日から平成18年2月2日までの会務報

告の後、平成18年度予算を定める議案など8議案が審議され、いずれも可決されました。

また、2月20日は全国市議会議長会の第125回社会文教委員会が東京の全国都市会館で開催され、出席しました。委員会では、社会文教委員会における平成17年5月から平成18年2月までの事務報告を受けた後、平成17年度社会文教委員会要望実行運動結果について、次年度委員会への申し送り事項について、今後の運営についてを協議しました。協議結果は、いずれも事務局原案のとおり決定しました。

なお、委員会では講演も聴取しました。講演は、総務省自治財政局調整課課長補佐から「三位一体の改革について」、厚生労働省保険局国民健康保険課の課長補佐から「健康保険法等の一部を改正する法律案について」、環境省廃棄物・リサイクル対策部のリサイクル推進室長から「容器包装リサイクル制度の見直しについて」と題する講演でした。

以上、報告した5件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

最後6件目は、平成18年第1回もとす広域連合議会定例会について、山本訓男君から報告をお願いします。

13番 山本訓男君。

13番(山本訓男君) 議長より指名をいただきましたので、平成18年第1回もとす広域連合議会定例会について代表して報告いたします。

第1回定例会は、2月14日から17日まで4日間の会期で開催されました。広域連合長から提出された議案は16件で、広域計画の変更議案1件、条例の制定・改正を行う議案6件、平成17年度の補正予算4件、平成18年度の当初予算5件でした。

広域計画の変更については、現在の広域計画の計画期間が平成17年度末で満了することから、引き続き、次期5年間の計画を策定することについて議会の議決を求めるものでした。広域計画は、地方自治法第291条の7の規定により作成が義務づけられており、広域連合を組織する地方公共団体やその住民に対して、広域連合が行う事務の経緯、現状及び課題を説明するとともに、中期的な視点に立った今後の取り組み方向やあるべき姿、そのための具体的な施策や対応を示しております。

予算関係については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、療育医療施設特別会計、衛生施設特別会計の五つの会計で、平成17年度補正予算と平成18年度当初予算を定めるものです。平成18年度当初予算の総額は5会計の合計で55億7,394万6,000円です。これは平成17年度当初予算に比べ、金額で3億6,909万1,000円の増額で、率では7.1%の増となっております。

当初予算の概要をかいつまんで申し上げますと、一般会計ではストックヤードの総合整備推進事業が完了し、1億1,528万9,000円、58.8%のマイナスで、総額8,065万7,000円の予算

となりました。介護保険特別会計では、第3期介護保険事業計画に基づいた予算措置がとられております。第2期までの介護保険事業計画では、5年先を見越した平成15、16、17年度の3年間計画でしたが、第3期計画では団塊の世代が大量に退職し高齢者となる10年先までを見越した平成18、19、20年度の3年計画で、保険料の基礎となる基準月額が3,010円から4,072円へと35.3%の引き上げとなります。このため、4億6,771万3,000円、12.2%の増額で、総額42億9,212万8,000円と膨大な予算となりました。老人福祉施設特別会計では、利用者見込み数の増加による増収と介護報酬等の改定に伴う減収が相殺され、差し引きして2,304万円、2.8%の増額で8億5,694万円の予算となりました。療育医療施設特別会計では、障害者自立支援法の制定により支援費制度から自立支援給付制度、つまり介護給付費に変更され、予算は156万4,000円、1.8%の増額で8,638万3,000円の予算となりました。衛生施設特別会計は、正職員1名が定年退職し、その補充を日々雇用職員で対応することや光熱水費の見直しをすることなどから、793万7,000円、3%のマイナス予算で総額2億5,783万8,000円となりました。

五つの会計を合計した当瑞穂市の分賦金は4億4,357万9,000円となり、平成17年度に比べ2,029万7,000円、4.8%の増額となります。

なお、提出されたこれら16議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

また、議会の最終日、すべての議案の採決が終わった後、広域連合の棚瀬悦宏議長から議長の辞職願が提出されました。議会で議長の辞職願を許可した後、議長選挙が行われました。選挙の結果は、本巢市の遠山利美議員が議長に当選されました。遠山議員は副議長であったため、副議長が空席となったことから、その後、直ちに副議長選挙が行われました。選挙の結果は、当瑞穂市の広瀬捨男議員が副議長に当選されました。

議長と副議長が決定した後、しばらく休憩しましたが、休憩中に議会選出の村瀬明義監査委員から監査委員の退職願が広域連合長に提出されました。広域連合長はこれを承認し、後任の監査委員に私、山本訓男を選任することに議会の同意を求める議案を追加上程し、議会はこれに同意しました。

次に、議会運営委員会委員と常任委員会委員の選任が行われました。これは、2月22日に現在の委員の任期が満了することに伴い、もとす広域連合議会委員会条例第7条2項の規定によって後任者を選任するものです。選任の結果は、お手元に配付の資料のとおり決定されました。なお、各委員会で行われる委員長と副委員長の互選については、現委員の任期が満了した後しか行えないので、今後、最初に開催される委員会において互選されます。

以上、平成18年第1回もとす広域連合議会定例会の報告とさせていただきます。これらの定例会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（土屋勝義君） ありがとうございます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第2号から日程第35 議案第33号までについて（提案説明）

議長（土屋勝義君） 日程第4、議案第2号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第35、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成18年第1回瑞穂市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には出席いただき、ありがとうございます。

瑞穂市は平成15年5月に誕生し、3年を経過しました。社会の変化に対応して地域コミュニティが十分な機能を発揮するように、システムの見直しを図ることを目的として、穂積・巢南の2町は合併し、新市建設計画——10ヵ年計画であります——のもとに、快適で住みよい活力を生み出す創造都市の実現に向けて努力しております。新市建設計画では、平成25年の目標人口を5万人としましたが、平成17年の国勢調査では5万人に到達し、順調な歩みを進めております。

21世紀にふさわしい瑞穂市を実現するため、新市建設計画を整備して、瑞穂市第1次総合計画を策定し、その基本構想について今議会で審議をお願いしております。本計画は、穂積町の第4次総合計画、「ふれあいと創造のまち」すべての世代がゆとりや幸福感が持てる地域社会づくりと、巢南町の第4次総合計画、「アメニティタウンすなみ」真のアメニティの創出の旧2町の取り組みを土台として、安全・安心して暮らせるまち、地域の人や力を生かしたまち、交流・連携を生み出す活力あるまちを市民と行政が一体となって作り出すことを目指しています。

今までは合併の基礎固めとして、1．市民が心を一つにする、2．2町の継続事業、合併協議の合意事項の実行、3．事務の改善、コストの低減、サービスの向上、4．財政のバランスの把握を重点課題として施策を進めてまいりました。まだ道半ばではありますが、目標に向かって着々と進められていると思っております。

グローバル化、少子・高齢化、核家族化など社会は大きく変化しつつあります。この変化の中で、未来の社会にふさわしいコミュニティを構築するには、まちの持つどんな長所を生かし、何をしなければならないかを考え行動しなければなりません。変化の中にはいろいろな問題が内包していますが、問題のみに目を向ける姿勢は今起こっている変化に気づかず、変化する社会に対応する機会を見失う結果にもなりかねません。また、継続と変化のバランスや、個と公のバランス等も健全なコミュニティの構築には絶えず配慮が必要だと思えます。

平成18年度におきましては、交流・連携を生み出す拠点整備として本田コミュニティーセンターの建設、別府保育所を核とする子育て支援体制の整備、まちづくり交付金を活用した駅周辺の環境整備を、安全・安心なまちづくりとして消防本部の設置事業の着手及び経常事務の合理化として、水道関係事務の公共サービス株式会社への移管を進めることとしております。

三位一体改革の国の方針は、平成18年度までに補助金改革4兆7,000億円、税源移譲3兆円、交付税改革5兆1,000億円抑制の実現でありましたが、瑞穂市財政への影響は、補助金減3億2,100万円、税源移譲3億5,000万円、交付税減3億6,700万円の見込みとなり、差し引き3億3,800万円の負担増となる見込みであります。

一方、地方の独自性を生かすために創設されましたまちづくり交付金制度を利用することで、約1億円の交付金が活用できる見込みであります。まちづくりについての国・県の関与のあり方も大きく変わりつつあります。その変化を絶えず注目し、活用し、財政の健全性を維持していく必要があります。

指定金融機関については、合併協議会において3年をめどに定期的に見直すこととなっておりますため、このたび関係機関に資料の提出を求め、検討をいたしました。その結果、現指定金融機関の大垣共立銀行は、平成17年9月末現在で自己資本比率9.2%、不良債権比率5.18%などと経営状況に問題はなく、さらに公金収納率43%と市民の多くの方に利用されていることから、引き続きお願いすることといたしました。

本議会に提出し、御審議をお願いする案件は、人事に関するもの1件、請負工事契約に関するもの1件、組合等の規約の変更に関するもの4件、瑞穂市総合計画に関するもの1件、条例の制定、改正に関するもの8件、平成17年度予算の補正に関するもの8件、平成18年度予算に関するもの8件、市道路線の認定に関するもの1件の32件であります。

以下、各議案について説明させていただきます。

議案第2号人権擁護委員候補者の推薦については、現人権擁護委員 不破 齊氏の任期が平成18年6月30日に満了となるに当たり、引き続き同氏を委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第3号穂積小学校大規模改修工事請負契約の締結については、穂積小学校の老朽化により、大規模改修工事を施工するため、2月27日、14社にて指名競争入札を行いました結果、岐建株式会社が最も安価にて落札しましたので、同社と3億450万円にて請負工事契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号西濃環境整備組合規約の変更については、大垣市議会委員会条例の改正に伴い、西濃環境整備組合議会の組織及び議員の選任方法を変更するため、規約の変更を行うものであります。

議案第5号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更については、柳津町が岐阜市へ、笠原

町が多治見市へ、上石津町・墨俣町が大垣市へ合併することに伴い、組合規約の改正を行うものであります。

議案第6号もとす広域連合の処理する事務及び規約の変更については、介護保険法の一部改正及び障害者自立支援法の施行等に伴い、広域連合の処理する事務及び規約を変更するものであります。

議案第7号本巣消防事務組合規約の変更については、平成18年4月1日から高圧ガス保安法等に係る事務について、県より権限移譲されることに伴い、これを行うべく組合規約の変更を行うものであります。

議案第8号瑞穂市第1次総合計画の基本構想を定めることについては、今、私たちは時代の変わり目にあります。その来るべき時代の健全な地域社会を築くため、瑞穂市第1次総合計画基本構想を策定し審議会に諮問いたしました。このたびその答申をいただきましたので、基本構想について議会に提案し、審議をお願いするものであります。

議案第9号瑞穂市国民保護協議会条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、国民保護協議会の組織及び運営に関し定めるものであります。

議案第10号瑞穂市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、瑞穂市国民保護対策本部及び緊急対処事態に対する本部に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第11号瑞穂市職員の定数条例の一部を改正する条例については、平成20年4月1日より瑞穂市消防本部を設置し、要員として70名を配置するため、職員定数の増員を行うものであります。

議案第12号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、国民保護協議会委員等の新設及び保育所・幼稚園・学校の嘱託医師等の報酬額の改正を行うものであります。

議案第13号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、公務員の給与構造の改革に係る人事院勧告に準拠し、当市の職員の給与構造について見直しを行い、あわせて関連する他の条例についても整備するものであります。

議案第14号瑞穂市福祉作業所条例の一部を改正する条例については、当該施設（豊住園及びすみれの家）の管理運営を見直すとともに、それに伴う関係条文の改正を行うものであります。

議案第15号瑞穂市墓地条例の一部を改正する条例については、既設の集落営野田霊園に隣接して市営墓地を設置するに伴い、市の関係条例の改正を行うものであります。

議案第16号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、安八郡墨俣町が大垣市に平成18年3月27日に編入合併されることに伴い、安八郡墨俣町への給水区域

の表記の変更を行うものであります。

議案第17号平成17年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,585万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億4,331万5,000円とするものであります。

今回の補正は、各事業費の確定及び未執行見込みによるものが主なものであります。歳入の補正の主なものは、市税1億3,000万円、地方交付税7,700万円、財産売り払い収入4,800万円の増額及び国庫支出金1億100万円、基金繰入金1億1,700万円の減額であります。また歳出は、各事業費の確定及び未執行見込みによりそれぞれの減額となりましたが、一方、福祉医療扶助費1,600万円、国保・老健の特別会計への繰出金1億1,300万円、臨時財政対策債の借入れによる利子分100万円などが不足または必要となり、増額いたしました。歳入歳出の差額3億1,300万円は、後年度の市債の償還のため減債基金に積み立てることとしました。

繰越明許費の補正は、本田コミュニティーセンター建設事業の設計費の一部541万1,000円を繰り越すものであります。債務負担行為の補正は、本田コミュニティーセンター用地を土地開発公社を介さずに購入する予定に変更し、公共用地の取得費の限度額を5億9,600万円とし、同公社に対する貸付金の債務保証限度額を10億円にするものであります。

地方債の追加補正は、新堀川放水路整備事業を合併特例債をもって活用することによる補正であります。

また、地方債の変更は、事業費確定等による補正であります。

議案第18号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,792万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億220万3,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳入において、国庫支出金4,600万円の減額、共同事業交付金3,700万円の増額、一般会計繰入金1,900万円の増額。歳出において、増加傾向にある保険給付費2,600万円の増額であります。

議案第19号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入において支払基金交付金9,400万円の減額を一般会計繰入金にて補てんするものであります。医療諸費の財源は支払基金、国・県・市がそれぞれ応分の割合で賄っておりますが、支払基金からの交付金の一部が翌年度に交付されることによる補正であり、平成18年度において精算された折に市へ返還いたします。

議案第20号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,074万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,513万4,000円とするものであります。

補正の主な理由は、給食予定計画人員の減少及び収納率の低下による給食費歳入の減額であ

ります。

議案第21号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,013万円とするものであります。

今回の補正の主なるものは、排水設備等改造助成金の増額、電気料金等の減による施設管理費の減額及び下水管路工事費の精算による工事請負費の減額等であります。

議案第22号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,656万3,000円とするものであります。

今回の補正の主なるものは、工事請負費の減額であります。

議案第23号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ4,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,273万5,000円とするものであります。

今回の主なるものは、施設管理費の減額、下水道管路工事費の精算による工事請負費の減額であります。

議案第24号平成17年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出において、収入を306万9,000円減額、支出を137万4,000円減額し、資本的収入及び支出において、収入を507万円減額、支出を配水設備拡張、改良工事費の確定により1億1,015万2,000円減額するものであります。

議案第25号平成18年度瑞穂市一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8,000万円とするものであります。平成17年度当初比で14.1%、16億7,000万円の増額であります。

市税は対前年比2.3%増収を見込んでいますが、地方財政計画により利子割交付金、地方特例交付金が大幅に減額されています。また、地方交付税は国勢調査の人口を加味して相当分の増額を見込みましたが、国の三位一体改革により国・県補助金の負担割合の変更などにより、民生費で約9,000万円が負担増になっております。依然として厳しい財政状況の中で、瑞穂市建設計画に沿い、防災、福祉、教育等に重点を置いて予算を編成いたしました。

歳入においては、市税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金等の交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、地方債を計上しております。

歳出においては、各款ごとに瑞穂市建設計画を尊重し、総務、産業建設、民生及び教育の各般にわたり主要事業を計上しております。

本年度は重点事業として、子育て支援拠点整備費3,200万円、総事業費は12億4,000万円を

見込んでおります。本田コミュニティーセンター費約4億2,000万円、総事業費としては8億円を見込んでおります。給食センター整備費約13億1,700万円、総事業費としては19億6,000万円を見込んでおります。消防本部設置費9,800万円、総事業費としては約7億8,000万円を計上しております。

また、歳入における不足額は、公共施設整備基金繰入金及び臨時財政対策債等の市債を充てております。なお、本田コミュニティーセンター建設事業及び給食センター建設事業は、18、19年度にわたることから継続費として計上いたしました。

議案第26号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,187万4,000円と定めるものであります。平成17年度当初予算比で9.02%、2億8,700万円の増額となっております。前年度と比較して大きく変動いたしましたのは、歳入においては、国庫支出金9,400万円、退職者医療費分として交付される療養給付費交付金1億1,500万円の増額。歳出においては、医療費等として支払われる保険給付費3億4,400万円の増額と、老人保健拠出金5,500万円の減額であります。老人保健拠出金に関しては、各保険者において前期高齢者を負担し合うことになっているため、国保からの拠出分も減っていく傾向にありますが、医療費の増額傾向が依然続いており、早急な疾病予防対策等が必要と考えます。

議案第27号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,500万1,000円と定めるものであり、平成17年度当初予算比0.87%、2,400万円の減額となっております。歳出の99.7%が医療諸費であり、老人医療対象者は3,629人を見込んでおります。

議案第28号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,247万4,000円とするものであります。なお、18年度の給食対象人員は児童・生徒5,858人、その他506人、計6,364人、給食日数は小・中学校で202日を見込んでおります。

議案第29号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,721万3,000円とするものであります。歳出の主なものは、アクアパークすなみ第2系列水処理施設建設費2億6,000万円等、工事費3億500万円、公債費8,900万円などがあります。また、その財源は国庫補助金1億3,900万円、一般会計繰入金1億6,000万円、市債1億900万円などがあります。

議案第30号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,843万1,000円とするものであります。歳出の主なものは、施設管理委託費700万円、公債費1,300万円などがあります。その財源として、一般会計より1,900万円を繰り入れしております。

議案第31号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,774万6,000円とするものであります。今年度会計が17年度に比べ6,800万円増加したのは、市債の償還が始まったことによるもので、公債費は前年に比し8,900万円増加し1億5,900万円となり、一般会計からの繰入金は2億1,300万円であります。

議案第32号平成18年度瑞穂市水道事業会計予算は、業務の予定量を給水戸数1万3,240戸、年間給水量422万立方メートルとして策定いたしました。収益的収入及び支出において、収入予定額を4億3,326万3,000円、支出予定額を3億9,812万4,000円、資本的収入及び支出において、資本的収入を1億193万6,000円、支出予定額を2億9,650万3,000円と定めるものであります。

議案第33号市道路線の認定及び廃止については、新規に認定する12路線は、牛牧丸池道路改良工事に伴うもの2路線、主要地方道北方多度線の馬場地内地下道1路線、宅地開発に伴うもの9路線であります。また、牛牧丸池水路改良工事に伴い、1路線を廃止いたします。

以上、各議案について、その概要を説明させていただきました。よろしく御審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議長（土屋勝義君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前11時00分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第2号から議案第4号までを、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となりました議案第2号人権擁護委員候補者の推薦について、議案第3号穂積小学校大規模改修工事請負契約の締結について及び議案第4号西濃環境整備組合理約の変更については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第2号から議案第4号までについて（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 議案第2号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 人権擁護委員の性質と申しますか、任期等を含めての説明と、この方が前任期中の仕事内容を具体的に御説明いただきたいと思っております。以上です。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 任期ということですが、これは人権擁護委員法に決められておまして3年ということですが。

職務内容等につきましては、人権擁護委員法に定められている職務を全うされた方であるというふうに理解しております。職務につきましては、法では人権思想に関する啓蒙及び宣伝、あるいは人権侵犯につき調査、情報というようなことが法律で定められております。これは、法務大臣の委嘱ということですが、職務については、直接私どもでは把握できない部分もありますので、よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

人権擁護委員候補者に不破 齊君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第2号人権擁護委員候補者の推薦については、不破 齊君を適任とすることに決定いたしました。

これより議案第3号穂積小学校大規模改修工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 5番 熊谷祐子君。

5番（熊谷祐子君） 議案第3号穂積小学校大規模改修工事請負契約の締結について、質疑をさせていただきます。

12月の議会において、私は、学童の部屋が考慮されないという1点にこだわって反対した経過がございます。これに関しまして質問をさせていただきます。

質問は2点です。私はその1点にこだわって反対した学童用の部屋、つまり外からかぎのかかる部屋、ただいま学童用と申し上げましたが、私は12月議会ではコミュニティーセンターが穂積校下、21号線より南にないものですから、これを兼ねる場として、また安全なPTA活動のために、そして三つ目に将来学童の部屋にもなるようにという三つの理由で、外からかぎのかかる部屋をと申し上げましたが、考えておりませんという教育長のお返事でした。この点につきまして考慮されたのかどうか、考えておりませんという前回の答えでしたので、その後話し合われたかどうか。

それから、先ほども全協で出た二つ目ですが、12月議会で議案が通った後に、市民にこの議案可決がわかった後で、トイレの個室化、床のドライ化、これはちょうどテレビでやったんだそうです。複数の住民からやはり質問を受けました。それで、教育委員会に問い合わせましたら、トイレの個室化は、もう今からでは無理だということで考慮しない。それから、床のドライ化というのは、もう設計に入っているということでしたが、つまり、ここで私がこのことに関して申し上げたいことは、今議会の議案第8号瑞穂市第1次総合計画の基本構想にも住民参加のまちづくり、市民との協働を進めるという観点がはっきりと打ち出されております。12月議会で私が確認しましたところ、穂積地区の住民の声は聞いていない。また、学校のPTA、保護者関係では、役員の声は聞いたけれどPTAの会員の声は聞いていないということでした。

以上2点、外からかぎのかかる部屋をその後検討したかどうか。それから、住民の声をきちんと聞くと、この2点に関しまして確認と。南小学校とか牛牧小の増設も計画されておりますので、今後、この2点について、計画、設計、もちろんその後には工事請負も来るわけですが、計画の段階で考慮をするかどうかという確認を求めたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 先般の臨時議会の折に、非常に長時間にわたって皆様方から御質問等お受けいたしました。その中で、今議員御指摘の学童保育の問題がございました。それからトイレの問題もございました。これにつきまして、一応教育委員会としてどう踏まえているかという説明を申し上げました。それを申し上げました上で議決をしていただいたと、そういうふうに私は認識をしております。そういった立場でそれ以後も対応したわけでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 本議案につきましては、資料の3を見させていただきますと、岐建が一番安い価格で落札をしておるわけですがけれども、いわゆる談合の目安と言われます1位不動の原則、これを皆さんも資料を見ていただければおわかりのとおりであります。14社のうち、岐建が第1回目も第2回目も一番安い価格で札を入れております。これは、1位不動の原則、

そのとおりになっております。いわゆる世間では、1位不動の原則というのは談合の目安であるというふうに言われております。この価格をずうっと並べてみますと、2億9,000万の岐建、その次が2億9,600万、野田建設、この差が600万あります。それから2億9,700万、5社あります。これが野田建設との差が100万あります。その次に2億9,750万、これがその次の2億9,700万から比べると50万ですね。その次が2億9,780万、これ2社あります。2億9,750万から20万の差です。その次が2億9,800万、3社あります。これは2億9,780万から20万の差がありますというふうにずうっと並べておるんですけども。これは、さっきの話じゃありませんけれども、談合の評価が確たるものがあるとかということを私は思っております。しかしながら、やはり1位不動の原則ということは、本件においてもまったく貫徹をされております。

そこで質問させていただきますけれども、予定価格と落札率はどれだけであったのかを改めてお聞きしておきたいと思えます。ちなみに、今年度の工事におきまして、予定価格1億5,000万以上の工事は何件あって、その平均落札率はどれだけであったか。そして、その中で一番高い落札率はどうかであったか。また、一番低い落札率はどれだけであったか、このことをお答えいただきたい。そして、次には1億5,000万以下の場合は同様にどうかであったのかということについてもお聞きをしておきたいと思えます。

それから同様に、今年度の工事の中で1億5,000万以上と1億5,000万以下に分けて、歩切り率はどれだけであったか、歩切り率の平均はどれだけであったか、このことについてお聞かせをいただきたい。先ほど全協の中で若園委員の方から設計金額の質問がありまして、税抜きで3億4,738万8,000円というふうに答弁をされておりますので、それに対して今年度の歩切り率はどれだけであったか、このことのお答えをお願いしたい。まず第1回目の質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、予定価格の公表につきましては以前からもお願いしておりますように、議決をいただいた後に発表させていただくということをお願いをしたいと思います。

それから、御質問ございました今年度1億5,000万円以上の件数とか、歩切り率どうかであったかとか、1億5,000万円以下の場合はどうかであったかということは、手元に資料ございませんので調べさせていただきたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） まず、その落札率の問題の資料がないということですが、私は地方財政法を踏まえて、最少の経費で最大の効果を上げるんだという立場からするならば、過

去の入札の結果の落札率がどれだけであって、さらに執行部としてどうやって経費を節減できるようにするかという努力をするのは当たり前のことでしょう。その大前提として、そういった落札率がどれだけであったかということの前提となる資料は整えて当たり前の話でしょう。当たり前じゃないですか、そんなことは。歩切り率の問題だって、常々予定価格を考えるときに歩切り率を考えておるんじゃないですか。歩切り率を考えて設計金額に対する予定価格を設定しておるんでしょう。違うんですか、ちょっと答えてください。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、予定価格の設定に当たっての歩切り率というふうに言われましたけれども、そのときの経済情勢とか、そして仕様書の中に二次製品とか、いろんな組み込まれておる資材といいますか、そういったいろんな資材の、そのときの経済状況とかそういったものを考慮されて、そして歩切り率を決めていくということになりますので、すべて統一的に決まっておるという内容のものではございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） そのときの経済情勢云々という話は一般論としてそうだと思います。問題は、具体的にこの1年間の経済情勢の変化はどうであったか。そして、歩切り率は、しからばこの1年間の中で、最初のときと真ん中と、後ではじゃあどう変わっているんだと、その数字を出していただいて、今の答弁を照合して結果として一致しておればいいです。我々は議会ですから、執行部のやったことをチェックする役割がある。チェックするときにはそういうものが必要なんです。もちろん情報公開でとりますよ、済んだものについては。それでわかります。予定価格全部、今までもとった経緯がございます。設計金額、歩切り率がどんだだけか、全部調べました、今度も調べたいと思いますけれども。いずれにしても、もう一度、それはおかしいということ踏まえながら、なぜ公表しないか。「契約の後で公表します」というふうに言われました。もう一度、ずうっとこの間、議論しておりますけれども、お聞きしたいのは、なぜ契約まで公表しないのか、その理由について明らかにしていただきたい、それが1点。

そしてもう1点は、予定価格の公表という場合に、事前公表と事後公表ということが世間では言われているけれども、事前と事後の基準をどこに置いているのか、執行部はそれをどう考えているのか、その考え方をお聞きしたい。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） まず1点目の、なぜ公表しないかということでございますけれども、本契約の前に公表した場合に、幾らであったかということが前もって知れるということ考慮

いたしまして、私どもは本契約が済んでからということをお願いをしておるところでございます。

そして、2点目の予定価格が事前公表と事後公表の基準を示せということでございますけれども、この件については、少しお時間をいただいて調べさせていただきたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 総務部長、答弁結構ですから、市長をお願いします。

1点目の、仮契約の内容が前もってわかると、もしそれができなかつたときに支障が出るという総務部長の答弁ですね、1点目は。だから、そのことでいいのかどうかということの確認を市長にさせていただくということと。2点目の、事前・事後というものの基準となるところは一体どこにあるのか、市長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まず予定価格の、ここで申し上げられないということを申し上げておりますが、この事務については現在進行中であります。議決していただいて契約して始めて成立するわけです。ですから、要するに事務の進行中のものにつきましては公表を控えさせていただきたいということでございます。後の進行に支障を来すということでございます。

それから、予定価格の事前公表、入札の前に公表するか後に公表するかということですが、私どもは、事前公表は工事契約の金額を決して安くすることはできないと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 確認をしておきたいんですが、仮契約をした案件で、実際、本契約ができなかつた案件というのは、この1年間で具体的にどれだけあります、それを教えてください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 仮契約をしておりますから、それでできなかつたという事態はありません。ただし、本契約をするには1億5,000万円以上の物件については議会の議決が要件でございます。これが通らなかつた場合にはできないということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 1件もないという事実だけ確認をしておきます。

それでは、これは平成8年12月の議会及び平成9年9月定例議会で穂積町長時代にお聞きをしておるんですけれども、当時の穂積町契約規則第10条第3項というのがあるんですけれど

も、これはどういう中身かと申しますと、予定価格は落札者となるべきものがないときは公開をしない、こういう規定だったわけですね。ところが、この規定を裏解釈をすると、落札者がある場合は公開をすべきという意味ではないのかということで、当時の松野町長にただしたことがあるんですけども、それをただした後に契約の同規定を見ますと、変わっておったんですね。どういうふうに変わっておったかという、落札者となるべき者がいないときの後に、「及び契約締結までは公開しない」、こういう規定を設けて、合併後、今日に至っておる経緯があるわけなんです。ということになってくると、私が過去のことだけれどもお聞きをしたいのは、じゃあこのときの規定、落札者となるべき者があった場合には開示をするという基本的な考え方というのはどこにあったんですか。そのことをお聞きしておきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは、要するに今までのずうっとの一連の流れ、習慣の中で、先ほど申し上げましたように、落札した後に契約ができないという事態というのは想定外であったということでございます。しかし、いろいろと手続の過程を見ていく場合に、落札者が決まった後でも契約締結が不可能になるというケースが考えられますので今の言葉を追加したと、こういうことです。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、本議案につきまして執行部の見解をただしましたけれども、私の基本的な質問に対してまともには答えておりません。ここは3億円以上の市民の税金をどう使うか、それを議決する場所であります。その判断をしなければいけない場所であります。そのときに、具体的な予定価格もわからない。さらに、これから入札制度の改善について、私はずうっとまた、この1年間、執行部にただしていきますけれども、そういう立場からいたしましても、執行部の態度というものは、本当に地方財政法を踏まえて、入札制度をどう改善していくかということについての真摯な態度というものがないということをおは言わざるを得ません。

ですから、この議案に対しましては、学童保育の学校敷地内への設置という問題もありますけれども、今のこの予定価格等々の問題を明らかにしない以上は賛成することができないということで、反対の討論にかえさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号穂積小学校大規模改修工事請負契約の締結について、採決します。

議案第3号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第3号は可決されました。

これより議案第4号西濃環境整備組合理約の変更についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号西濃環境整備組合理約の変更についてを採決します。

議案第4号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第4号は可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

延会 午前11時33分

